

糸田町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

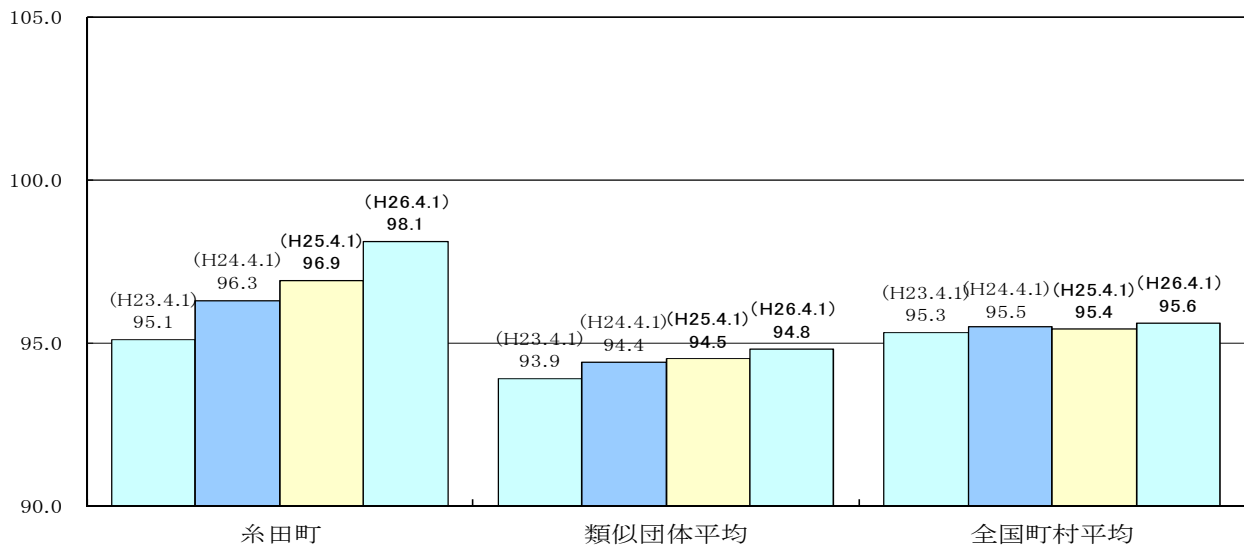
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 9,598	千円 4,463,743	千円 481,426	千円 861,287	% 19.3	% 19.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 99	千円 357,903	千円 38,789	千円 133,045	千円 529,737	千円 5,350	千円 5,490

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

人事異動による職員構成の変動や55歳以上の標準の勤務成績での昇給停止措置を実施していないため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級（全号給）及び2級の初任給に係る号給は引下げなし。3級以上の級の高位号給は最大4%程度引下げ。5級及び6級に号給を増設。激変緩和のため、5年間（平成32年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表（医療職（一）を除く。）については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）制度なし。

③その他見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国基準で導入。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸田町	39.9 歳	294,563 円	322,724 円	315,473 円
福岡県	43.2 歳	337,166 円	424,788 円	373,665 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸田町	46.1 歳	5 人	277,460 円	323,185 円	309,432 円
福岡県	54.2 歳	746 人	334,701 円	382,000 円	361,249 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.7 歳	6 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円
民間	—	—	—	—	—

(注) 技能労務職における民間データは、地元における同職種の基礎となるデータがないため、公表できません。

③税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸田町	39.0 歳	295,908 円	329,682 円	318,381 円
福岡県	—	—	—	—
国	43.5 歳	372,375 円	—	443,555 円
類似団体	40.2 歳	294,470 円	352,156 円	317,930 円

④福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸田町	52.1 歳	352,707 円	367,609 円	359,732 円
福岡県	—	—	—	—
国	41.8 歳	331,688 円	—	377,975 円
類似団体	41.8 歳	291,320 円	314,236 円	300,267 円

⑤看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
糸田町	41.2 歳	293,875 円	302,425 円	302,425 円
福岡県	—	—	—	—
国	46.3 歳	315,397 円	—	345,048 円
類似団体	42.5 歳	297,222 円	336,617 円	308,067 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		糸田町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	Ⅱ種 172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,500 円	—
	中 学 卒	129,200 円	125,400 円	—
税務職	大 学 卒	172,200 円	—	—
	高 校 卒	140,100 円	—	—
福祉職	短 大 卒	152,800 円	—	—
看護・保健職	大 学 卒	201,100 円	—	—
	短大3卒	188,900 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

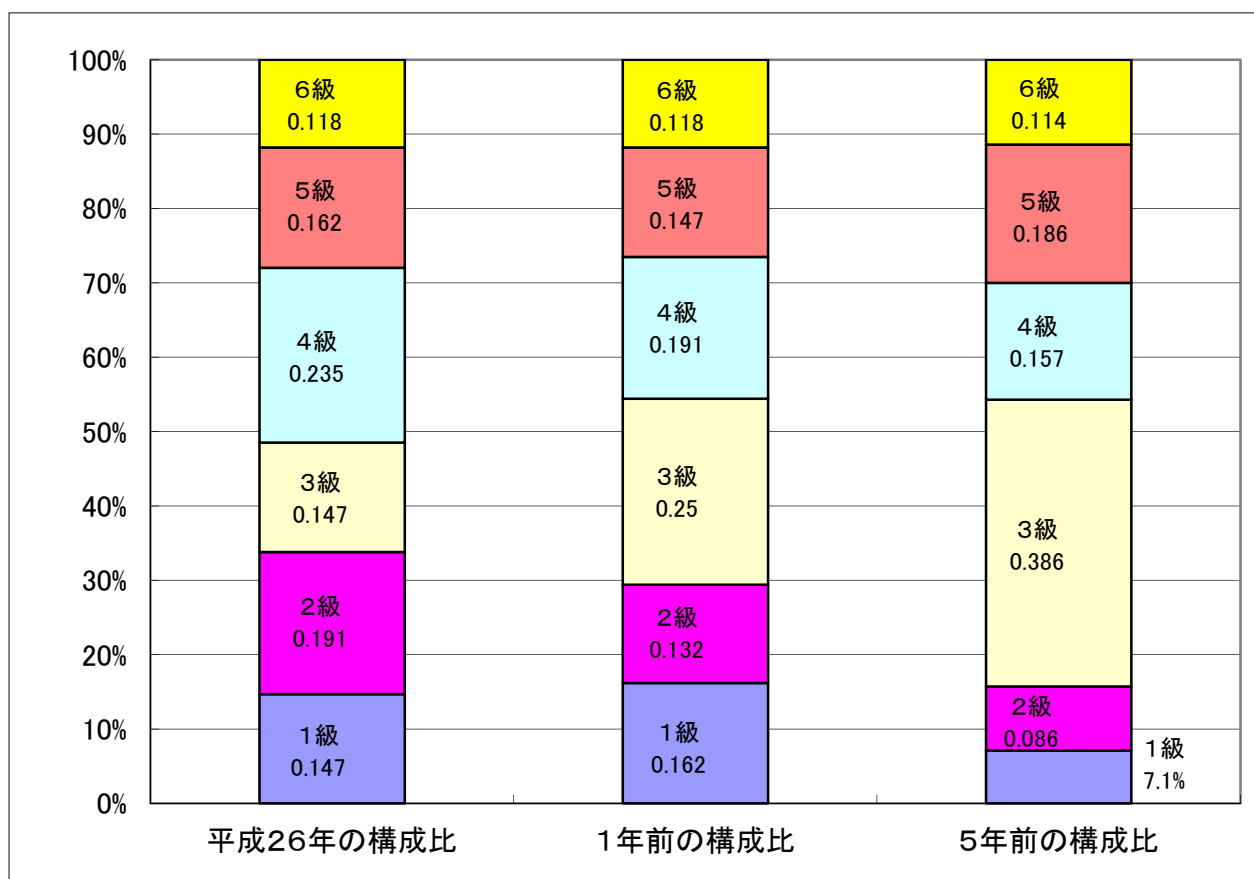
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	286,111 円	333,300 円	377,900 円
	高 校 卒	229,800 円	301,700 円	301,700 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	239,200 円	該当者なし
	中 学 卒	該当者なし	229,800 円	該当者なし
税務職	大 学 卒	281,000 円	334,600 円	該当者なし
	高 校 卒	237,500 円	該当者なし	326,700 円
福祉職	短 大 卒	該当者なし	該当者なし	334,050 円
看護・保健職	大 学 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	短大3卒	該当者なし	該当者なし	318,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職で定型的業務を行う職務	10人	14.7%	135,600円	243,700円
2級	主事の職で特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	13人	19.1%	185,800円	307,800円
3級	主査の職務	10人	14.7%	222,900円	354,700円
4級	係長の職務	16人	23.5%	261,900円	388,300円
5級	課長補佐の職務	11人	16.2%	289,200円	400,600円
6級	課長の職務	8人	11.8%	320,600円	422,600円

- (注) 1 糸田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定基準日として全職員に対して勤務成績の評定を実施しました。</p> <p>2 昇給への勤務成績の反映状況 新たな人事評価制度は検討中のため未実施ですが、従前の勤務評価により、昇給区分を5段階に分け格付(8号～0号)しています。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

糸 田 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,230 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,526 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤務実績による成績率の反映を行っていないため、全職員一律支給です。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

糸 田 町	国
(支給率) 自己都合 21.62 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.7 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 21.62 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.7 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)
1人当たり平均支給額 175 千円	24,061 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
該当なし	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	— (98.1)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)	0.0 %			
手当の種類 (手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	処理作業に従事	0 千円	日額300円
行旅病人及び行旅死亡人の取扱い業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	行旅病人の救護業務・行旅死亡人のし 体処理業務	0 千円	救護1件300円 し体処理業務1件2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	8,516 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	98 千円
支給実績 (24年度決算)	9,416 千円
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	104 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円・配偶者以外6,500円・（配偶者なし）1人目11,000円・特定期間の加算5,000円	同		9,837 千円	185,587 円
住居手当	自宅（その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主）2,500円 借家・借間（自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員）家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満（家賃額-23,000円）×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	異	国は自宅に対する住居手当が廃止されている	4,923 千円	169,753 円
通勤手当	交通機関等の利用者（通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること）運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額自動車等の使用者（通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること）～5km2,000円・5km～10km4,200円・10km～15km7,100円・15km～20km10,000円・20km～25km12,900円・25km～30km15,800円・30km～35km18,700円・35km～40km21,600円・40km～45km24,400円・45km～50km26,200円・50km～55km28,000円・55km～60km29,800円・60km～65km31,600円	同		2,915 千円	58,298 円
管理職手当	課長・室長・局長・事務長 給料の100分の8 病院長 給料の100分の16 副院長 100分の12 薬局長・総看護師長・副総看護師長・総技師長 100分の8 看護師長 100分の6	異	国は定率制ではなく定額制となっている	3,183 千円	397,827 円
宿日直手当	行政職給料表適用者 1回4,200円	同		990 千円	17,053 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	635,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円	
	副 市 町 村 長	535,000 円 () 円)	675,000 円 / 360,000 円	
	収 入 役	— 円	— 円 / — 円	
報 酬	議 長	273,000 円 () 円)	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	238,000 円 () 円)	320,000 円 / 164,900 円	
	議 員	221,000 円 () 円)	300,000 円 / 145,500 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長 収 入 役	(25年度支給割合) 2.60 月分 加算措置 15%		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.60 月分 加算措置 15%		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 635,000円×在職年数×510/100	(1期の手当額) 12,954,000 円	(支給時期) 任期終了毎
	副 市 町 村 長 収 入 役	535,000円×在職年数×300/100 —	6,420,000 円	任期終了毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

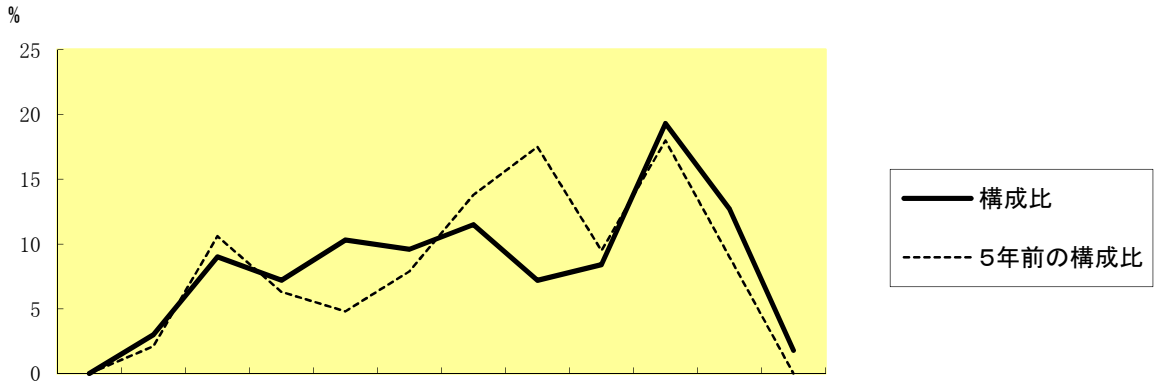
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2		事務合理化による減・病休者総務課付による増 退職者不補充による減 労働一般事務縮小による減 退職者不補充による減 健康予防事業等、保健センター事業拡充による業務増
		総務	21	21		
		税務	10	9	△ 1	
		労働	0	0	△ 1	
		農林水産	6	6		
		商工	1	1		
		土木	11	11		
		民生	32	31	△ 1	
		衛生	7	8	1	
	計	90	89	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.73 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04 人)	
	教育部門	11	11		業務移管による減・業務移管による増	
	消防部門	0	0			
	小 計	101	100	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 104.19 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	病院	55	57	2	勤務条件改善による増	
	水道	5	5			
	その他	5	5			
	小 計	65	67	2		
合 計		166 [218]	167 [218]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 173.99 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	15人	12人	17人	16人	19人	12人	14人	32人	21人	3人	166人

(3)職員数の推移

(単位：%・人)

区分		21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	92	92	91	90	90	89	-3.3%
	増減		0	△1	△1	0	△1	△3
教育	職員数	12	13	12	11	11	11	-8.3%
	増減		1	△1	△1	0	0	△1
消防	職員数	0	0	0	0	0	0	0.0%
	増減		0	0	0	0	0	0
公営企業 等会計	職員数	65	65	63	65	65	67	3.1%
	増減		0	△2	2	0	2	2
計	職員数	169	170	166	166	166	167	-1.2%
	増減		1	△4	0	0	1	△2

(注) 1 各年における定数管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
25年度	千円 191,607	千円 △ 6,868	千円 25,076	% 13.1	% 13.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 5	千円 17,358	千円 1,600	千円 6,120	千円 25,078	千円 5,015	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
糸田町	44.0 歳	313,020 円	417,966 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 基本給は、給料と扶養手当を合算した額である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

糸田町（水道事業）	糸田町（一般行政職） ・ 団体平均
1人当たり平均支給額（25年度） 1,224 千円	1人当たり平均支給額（25年度）【一般行政職】 1,230 千円 1人当たり平均支給額（25年度）【団体平均】 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 【一般行政職】 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 【一般行政職】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

糸田町（水道事業）			糸田町（一般行政職） ・ 団体平均		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額 該当なし 千円 25,226 千円			【一般行政職】 1人当たり平均支給額 175 千円 24,061 千円		
			【団体平均】 1人当たり平均支給額 該当なし 千円 13,934 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
該当なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		0.0 %	
手当の種類（手当数）		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算） 左記職員に対する支給単価
該当なし			千円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	367 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	123 千円
支給実績（24年度決算）	374 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	187 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政 職の制度 と異なる 内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円・配偶者以外 6,500円・(配偶者なし)1人 目11,000円・特定期間の加算 5,000円	同		876 千円	292,000 円
住居手当	自宅(その所有に係る住宅の うち当該新築又は購入の日か ら起算して5年を経過していな いものに居住している職員で 世帯主)2,500円 借家・借間 (自ら居住するための住宅を 借り受け、現に当該住宅に居 住し、月額12,000円を超える 家賃を支払っている職員)家 賃23,000円以下 家賃額- 12,000円 家賃23,000円を超 え55,000円未満 (家賃額- 23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	交通機関等の利用者(通勤の ために交通機関等の利用を常 例とすること、運賃等の負担 を常例とすること、徒歩によ り通勤するものとした場合の 通勤距離が片道2km以上である こと)運賃等相当額が55,000 以下については運賃等相当額 自動車等の使用者(通勤のた めに自動車等の使用を常例と すること、徒歩により通勤す るものとした場合の通勤距離 が片道2km以上であること)～ 5km2,000円・5km～10km4,200 円・10km～15km7,100円・15km ～20km10,000円・20km～25km 12,900円・25km～30km15,800 円・30km～35km18,700円・35 km～40km21,600円・40km～45 km24,400円・45km～50km 26,200円・50km～55km28,000 円・50km～55km29,800円・60 km～31,600円	同		24 千円	24,000 円
管理職手当	課長・室長・局長・事務長 給料の100分の8 病院長 給 料の100分の16 副院長 100 分の12 薬局長・総看護師 長・副総看護師長・総技師長 100分の8 看護師長 100分 の6	同		336 千円	335,530 円
宿日直手当	行政職給料表適用者1回4,200 円	同		0 千円	0 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 835,639	千円 △ 45,524	千円 332,231	% 39.8	% 45.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 57	千円 207,000	千円 53,975	千円 71,256	千円 332,231	千円 5,828	千円 6,718

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

医 師	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
糸 田 町	49.5 歳	503,920 円	946,331 円
団 体 平 均	44.4 歳	560,530 円	1,380,815 円

看護師・准看護師	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
糸 田 町	45.8 歳	294,177 円	420,057 円
団 体 平 均	38.7 歳	283,693 円	449,098 円

事務職	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
糸 田 町	35.6 歳	262,467 円	416,474 円
団 体 平 均	43.3 歳	324,843 円	496,446 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 基本給は、給料と扶養手当を合算した額である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

糸田町（病院事業）	糸田町（一般行政職） ・ 団体平均
1人当たり平均支給額（25年度） 1,120 千円	1人当たり平均支給額（25年度）【一般行政職】 1,230 千円
	1人当たり平均支給額（25年度）【団体平均】 1,326 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 【一般行政職】 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 【一般行政職】 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

糸田町（病院事業）	糸田町（一般行政職） ・ 団体平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 【一般行政職】
1人当たり平均支給額 2,537 千円 15,994 千円	1人当たり平均支給額 175 千円 24,061 千円 【団体平均】 1人当たり平均支給額 該当なし 千円 5,838 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績（25年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
該当なし	%	人	%

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		25,877 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		601,769 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		78.2 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	処理作業に従事	0 千円	日額3000円
医療業務等に従事する職員の特殊勤務手当（医師研修手当）	医師	医師研修に従事	20,646 千円	本俸の30%+200,000円
医療業務等に従事する職員の特殊勤務手当（放射線取扱手当）	医師・放射線技師・放射線助手	放射線取扱に従事	322 千円	医師1日230円 放射線技師月額2,000円 放射線助手月額1,000円
医療業務等に従事する職員の特殊勤務手当（夜間看護手当）	看護師	夜間看護に従事	4,909 千円	1回2,000円
行旅病人及び行旅死亡人の取扱い業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	行旅病人の救護業務・行旅死亡人のし体処理業務	0 千円	救護1件300円 し体処理業務1件2,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	6,560 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	124 千円
支給実績（24年度決算）	6,682 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	116 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円・配偶者以外6,500円・（配偶者なし）1人目11,000円・特定期間の加算5,000円	同		4,950 千円	197,974 円
住居手当	自宅（その所有に係る住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主）2,500円 借家・借間（自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員）家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満（家賃額-23,000円）×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		3,765 千円	268,892 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
通勤手当	交通機関等の利用者（通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること）運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額自動車等の使用者（通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること）～5km2,000円・5km～10km4,200円・10km～15km7,100円・15km～20km10,000円・20km～25km12,900円・25km～30km15,800円・30km～35km18,700円・35km～40km21,600円・40km～45km24,400円・45km～50km26,200円・50km～55km28,000円・55km～60km31,600円	同		3,326 千円	73,899 円
管理職手当	課長・室長・局長・事務長 給料の100分の8 病院長 給料の100分の16 副院長 100分の12 薬局長・総看護師長・副総看護師長・総技師長 100分の8 看護師長 100分の6	同		4,751 千円	475,093 円
宿日直手当	医師：半日直1回10,000円、日直1回20,000円、医師以外：半日直1回2,100円、日直1回4,200円	同		3,784 千円	222,582 円